

拠点地区定住促進事業費補助金Q & Aについて

【目次】

1. 補助の趣旨について	・・・ 1
2. 補助の対象者について	・・・ 1
3. 補助の対象となる家屋及び土地について	・・・ 1
3-1. 補助の対象となる家屋について	
3-2. 補助の対象となる土地について	
4. 補助金の額等について	・・・ 3
4-1. 家屋・土地に係る補助金額について	
4-2. 子育て奨励金について	
5. 交付の申請について	・・・ 3
6. 交付の決定について	・・・ 4
7. 交付の請求について	・・・ 4

1. 補助の趣旨について

(1) この補助金の目的は何ですか。

A：全国的に少子高齢化・人口減少の時代になってきている中、豊川市として今後の人口減少を少しでも和らげるために、戦略的に主要駅を中心とした市が指定した区域の定住を促進させることで地域の活性化を図る目的です。

2. 補助の対象者について

(1) 市内から都市機能誘導区域へ転居する場合は、補助対象になりますか。

A：補助対象になりません。（5年以上連続して市外に住所を有していた方が対象となります。）

(2) 平成28年12月に家屋を取得して、市外から平成29年1月2日以降に転入（転入届）したのですが、補助対象者になりますか。

A：補助対象になりません。平成29年1月2日以降に家屋を新たに取得した方が補助対象者になります。

(3) 町内会の加入について、普段仕事で朝早く帰りも遅く、町内会の役員・付き合いができないので、加入しない場合、補助対象者となりますか。

A：町内会に加入されない場合は、補助対象者になりません。市として、地域のコミュニティ活動・防災安全面から町内会への加入を促進していますので、ご理解をお願いします。

3. 補助の対象になる家屋について

3-1. 補助の対象になる家屋について

(1) 共有名義の2名のうち、1名は市内からの転居の場合は、補助対象はどのようになるのですか。

A：市外から転入する者の持分のみが、補助対象になります。

(2) 店舗併用住宅で、居住部分が80㎡未満の場合、補助対象になりますか。

A：補助対象になりません。

3-2. 補助の対象となる土地について

(1) 借地した土地に家屋を建てた場合は、当該土地の固定資産税相当額も補助対象になりますか。

A：借地した土地の固定資産税は補助対象に含めることはできません。

(2) すでに市内に居住している親と共有名義の土地に家屋を建てた場合は、当該土地の固定資産税相当額も補助対象にできますか。

A：5年以上市外に居住していた方の持分の固定資産税相当額のみが補助対象になります。すでに市内に居住している親の持分の固定資産税相当額は補助対象になりません。

(3) 同じ土地の中に居宅以外の店舗や事務所が別棟で建っていますが、補助対象はどのようになりますか。

A：その土地を①居住に供する部分、②店舗や事務所で行う事業に供する部分、③共有の部分に分け、①と③の補助対象部分を足した額が補助対象額となります。(③共有部分の補助対象部分については、その土地に建っている建物の建坪の按分により、居宅の部分に該当する土地面積のみが、補助対象)

例：210㎡の土地（その内10㎡が事務所用駐車場）に、居宅の建坪（建ぺい率に該当する割合）が50㎡で事務所の建坪が30㎡の場合は、
 $(210\text{㎡} - 10\text{㎡}) \div (50\text{㎡} + 30\text{㎡}) \times 50\text{㎡} = 125\text{㎡}$
125㎡分の土地の固定資産税相当額が補助対象となります。

(4) 1画地3筆の土地にそれぞれ家屋、駐車場、家庭菜園を配置したのですが、補助対象はどうなりますか。

A：補助要綱第3条第2項の規程により、家屋が建築されていない土地であっても、補助対象者が所有し、同一敷地として認められる場合は、補助対象となります。

4. 補助金の額等について

4-1. 家屋・土地に係る補助金額について

(1) 家屋と土地の固定資産税について、全額が交付されますか。

A：第3条及び別表の算出した金額が交付されますが、市内に居宅以外に所有している土地や建物がある方は、居住している土地と家屋だけが補助対象になります。また、固定資産税相当額が補助対象になりますので、都市計画税相当額は対象ではありません。

4-2. 子育て奨励金について

(1) 子育て奨励金は、毎年交付を受けられますか。

A：中学生以下の子一人につき、3年間で1回のみとなりますので、毎年交付されません。

(2) 補助金の対象期間中に、子どもが新たに誕生した場合（二人目以降の子）、奨励金は上の子で交付されていますが、新たに誕生した子の奨励金は交付されますか。

A：交付されます。お子様が誕生した年度が対象になります。申請の時期については、都市計画課へご相談ください。

(3) 補助対象者である自分の孫（子の子）の分は、奨励金は交付されるのですか。

A：交付されません。補助対象者と同一の世帯の構成員の子が、交付対象になります。

(4) 市外在住の親族の子を扶養（税の申告）していますが、奨励金は交付されるのですか。

A：税の申告で、扶養をされていても、補助対象者と同一の世帯の構成員の子でなければ奨励金は交付されません。

5. 交付の申請について

(1) 交付申請は、いつからできますか。

A：転入後、土地、家屋にかかる固定資産税相当額が判明してからとなります。固定資産税額が記載された固定資産税・都市計画税納税通知書は、毎年5月頃に市役所から皆様へ発送していますので、その通知書が手元に届きましたらご申請いただけます。

6. 交付の決定について

(1) 交付決定は、交付申請書を提出してから、何日後に通知されますか。

A：添付書類の不備等がない場合は、30日以内に通知する予定です。

7. 交付の請求について

(1) 交付請求書には、納税証明書の添付が必要ですか。

A：納税証明書でなく、固定資産税の納付が明らかになる書類（領収証の写し等）の添付で大丈夫です。

(2) 交付の請求について、請求書を市長の指定する日までに提出するとありますが、指定する日はいつまでなのですか。

A：交付の請求期限は、交付決定通知書の通知を受けた年度の末日（3月31日）となります。

(3) 交付請求書の振込先の口座は、申請者以外の口座に振り込む事はできますか。

A：申請者（補助対象者）ご本人名義以外の口座に振り込む事はできません。

(4) 口座を開設していないので、現金で補助金を受け取ることはできますか。

A：補助金の交付は、口座振込みとなります。現金での交付は取り扱っておりません。口座の開設をお願いします。

(5) 市内に店舗が無い金融機関の口座しか開設していないのですが、補助金を受け取ることはできますか。

A：国内の金融機関であれば、口座振込みはできます。ネット銀行でも大丈夫です。